

# 道標設置のルールが変わります

これまで、道標（事業所の所在地を案内するために必要な看板）は建植広告物（野立て広告物）と同様の扱いとしていたため、他の建植広告物から 50m～100m の距離を離して設置することとしていましたが、令和3年8月から、以下の基準を満たすものは、他の広告物との距離に関係なく設置できるようになりました。

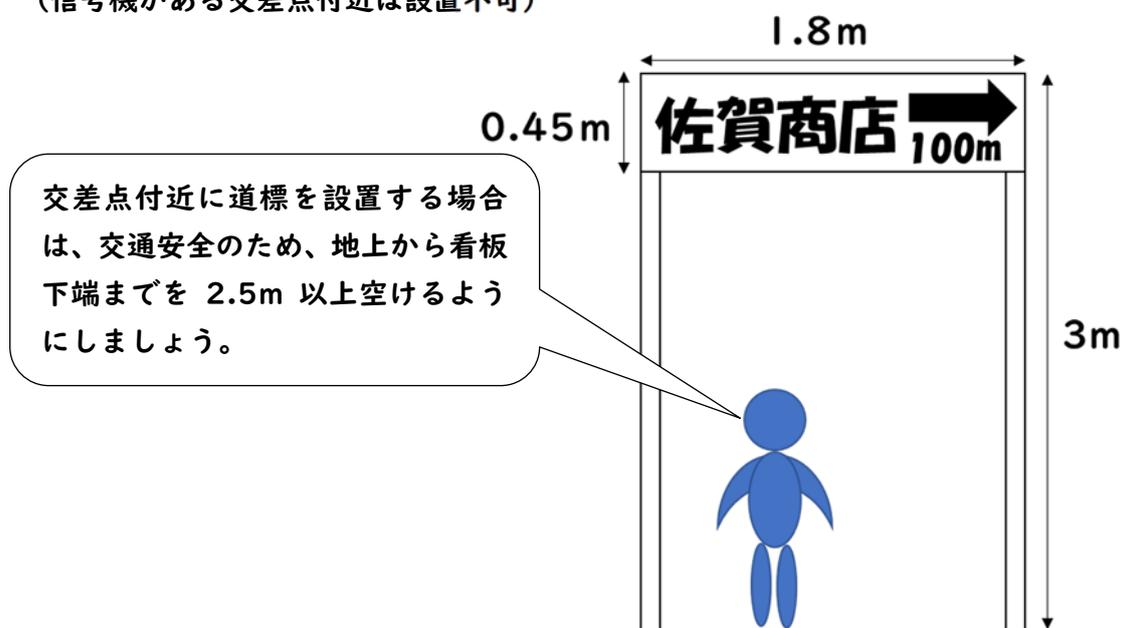
## 道標の基準

基準項目	基準内容
表示内容	①事業所名・ロゴ等、②矢印、③距離、④電話番号 に限定 ①は必須、②または③必須
面積	1面 2 m <sup>2</sup> 以下、合計 4 m <sup>2</sup> 以下 (ただし交差点付近に設置する場合は1面 1 m <sup>2</sup> 以下、合計 2 m <sup>2</sup> 以下)
高さ	5m 以下
設置可能箇所	事業所から 5km 以内かつ 信号機がある交差点付近以外で設置可能
設置本数	1事業所あたり 5本まで (交差点付近に設置する場合は1事業所あたり1交差点につき1本まで)
光源	点滅する光源（ビジョン等の映像も含む）の使用は禁止

### ○基本的な道標のイメージ図



○交差点付近に設置する場合の道標のイメージ図  
 (信号機がある交差点付近は設置不可)



道標の設置も含め、屋外広告物を設置・表示する場合は許可申請が必要です。  
 (一部例外あり)  
 詳しくは、管轄土木事務所または県まちづくり課までお問い合わせください。

道標(屋外広告物)の設置場所	管轄土木事務所
多久市、小城市	佐賀土木事務所 管理課 道路・開発担当 0952-24-4346
鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、 基山町、上峰町、みやき町	東部土木事務所 管理課 管理第二担当 0942-81-3414
唐津市、玄海町	唐津土木事務所 管理課 管理担当 0955-73-2863
伊万里市、有田町	伊万里土木事務所 管理課 管理担当 0955-23-4152
鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、 白石町、太良町	杵藤土木事務所 管理課 管理第二担当 0954-22-4234
武雄市	都市計画課 0954-27-7162
県土整備部 まちづくり課 景観担当 0952-25-7326	

※佐賀市内の道標(広告物)については、佐賀市建築指導課(0952-40-7172)にお問い合わせください。